

太田市立毛里田中学校部活動方針

【部活動の意義や目的】

- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成を図る。

1 設置している部活動について

- ①軟式野球 ②サッカー ③ソフトテニス（男女） ④バスケットボール（男女）
- ⑤バレーボール（女子） ⑥卓球（男女） ⑦柔道（男女） ⑧剣道（男女）
- ⑨水泳 ⑩陸上 ⑪吹奏楽 ⑫美術 ⑬駅伝（男女） ※駅伝部は期間限定の活動

2 入部、継続、退部、転部等について

- 安易な入部や退部、転部は行わない。入部した際は、日々の活動に積極的に取り組むこと。
- 転退部の際は、やむを得ない事情がある場合のみ許可する。顧問や担任は、生徒や保護者等と連携し、生徒自身の個性の伸長につながる指導助言を行う。
- 入部や継続、退部、転部の際は、所定の用紙に必要事項を記入し、保護者、担任、顧問の承諾を得る。
- 1年生については、4月に行われる部活動紹介後、部活動見学を2日間程度行い、その後2週間程度の仮入部期間を設定し、仮入部期間は複数の部活動を体験できるよう配慮する。
- 3年については、市総体の終了をもって部活動を引退する。県大会や関東大会などの上位大会に出場する場合は活動を継続し、上位大会の終了をもって引退する。

3 合理的かつ効率的な活動の推進のための取組について

（1）適切な指導の実施

- 生徒の心身の健康管理 ○ストレス等による意欲低下の未然防止
- 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）
- 体罰・ハラスメントの根絶 ○適切な休養日の設定 ○生徒との信頼関係の育成
- 体力向上や技能・技術の向上により、生涯を通じて運動や文化に親しむ態度の育成
- 技能や記録向上のための科学的トレーニングの積極的な導入
- 休養を適切に取りつつ、短時間で効果的な指導

（2）体罰等の未然防止

- 指導としての暴力や暴言の禁止 ○懲戒としての体罰の禁止
- 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為の禁止
- 保護者等も同様の認識を持たせるため、学校や顧問から積極的に説明

4 適切な休養日の設定について

（1）週当たりの休養日の設定

- 平日に1日と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上休養日を設定する。
- 定期テスト3日前からテスト期間中は、活動停止とする。

※土・日曜日に両日とも活動できるのは、以下の①②の場合とする。ただし、2週を目安に代替休養日を確保すること。練習や練習試合での両日の活動は行わない。

①土・日曜日の両日が大会である。

②日曜日が大会であるため、その前日に練習が必要である。

(2) 長期休業中の休養日の設定

○長期休業の意義を考慮して、原則、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

※大会参加等によりやむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は代替休養日を確保する。

(3) 活動時間の設定

○平日では2時間以内、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では3時間以内とする。ただし、準備や後片付けの時間を除くものとし、活動終了時刻は以下に定めたものとする。

【1学期】4～7月18：00

【2学期】9月17：45 10月17：15 11～12月17：00

【3学期】1月17：00 2月17：15 3月17：45

※活動終了時刻から15分後を完全下校時刻とする。

○各部顧問は毎月、活動計画および活動実績報告を作成し、校長に提出し、練習計画や試合日程等は事前に保護者に周知する。

○活動時間を延長する場合は、保護者・校長の同意の下、30分を目安に延長を認める。その際、延長希望用紙を学校長に提出する。延長期間は5～7月とし、市総体が終了した時点で延長を解除するが、上位大会に出場する部活動は、大会が終了するまで延長を許可する。

(4) 朝練習の実施

○朝練習の効果だけでなく生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮した上で実施する。

・職員会議等で検討するなど、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒や家庭との連携を密にして実施する。

・実施する場合には、希望者のみとする。

・活動時間は7：30～8：10までとする。

・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。

・朝練習を行う趣旨や効果等について、生徒と保護者・顧問等が十分に話し合い、生徒の自発的発想から実施するようにする。

5 安全管理と事故防止について

(1) 事故防止の留意点

○県教委「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用した計画的な活動（発達段階、体力、習得状況を把握した無理のない練習）

○生徒の体調等の確認

○関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認

○事故が起こった場合の対応（対処の仕方、医療関係者等への連絡体制の整備）

○複数の部活動が同じグラウンドで部活動を行う際の安全対策（安全な活動場所の確保、グラウンド

使用のルールの明確化)

○事故発生時及び未然防止のための対応（職員研修の実施、危機管理マニュアルの見直し、AED設置場所の検討）

○生徒自身の安全意識の向上（保健体育等の授業で習得した内容の活用や発展）

（2）熱中症事故の防止

○屋外の活動を行う際の適切な対応（「熱中症予防運動指数」「暑さ指数（WBGT）」「高温注意情報（気象庁発表）」等の情報を参考にする）

○大会やコンクール日程の柔軟な対応（高温や多湿時の日程延期や見直しの検討）

（3）事故への対応

○事故発生時に被害を最小限にとどめるための対応（適切な応急手当、医療機関への搬送、二次災害の防止）

○緊急体制が有効に機能するための体制づくり（全職員の役割分担や手順の明確化、AED設置場所の周知徹底）

6 部活動編成規約について

○原則、創部は認めない。

○中体連主催大会に単独で正式出場（※）することができなかった場合は、原則休部とする。2年連続で正式出場できなかった場合は廃部とし、次年度から部員を募集しない。ただし、合同チーム等で近隣校の協力が得られる場合は、この限りではない。

○新人戦の段階で部員数が2名以下となった場合は、休・廃部の対象とする。次年度以降の部員を募集しない場合がある。

○廃部になる部活動に所属し、活動期間が残されている生徒については、転部希望がある場合、所定の手続きを行い、転部を認める。

○休部が解除される条件は、中体連主催大会に単独で正式出場できる場合のみとする。

○休部や廃部については、部活動検討委員会、運営委員会や職員会議等で慎重に協議し、最終的に学校長の判断で決定する。

（※）正式出場とは、各競技の団体戦における最小構成数を満たし、単独で大会出場することを意味する。（ ）内の数字を最小構成数とする。

野球部（9）	サッカー（7）	ソフトテニス（4）	バスケットボール（5）
バレーボール（6）	柔道（3）	剣道（3）	卓球（4）

<附則>

令和6年4月 改訂

令和7年3月 改訂